

指定医についてのQ&A（留意事項）

奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課（令和元年7月30日作成）

番号	項目	質問	回答
1	申請	指定医の要件で、「診断又は治療に五年以上従事した経験を有する医師」とあるが、研修医の期間も含めてよいか。	本件の「五年以上」には、医師法（昭和23年法律第201号）に規定する臨床研修を受けている期間も含めるものとしています。
2	申請	歯科医師は指定医になることはできるか。	歯科医師は指定医になることはできません。 なお、現在指定されている指定難病の中には、歯科医師が主体となって診断及び治療を行うことが必要とされる疾病は含まれていないと考えます。
3	申請	申請に必要な「専門医の資格を証明する書面」はどのようなものか。	各学会等の機関が発行する「専門医証」が一般的です。氏名、生年月日、専門医の資格名、発行機関、専門医の有効期間を確認できる書類である必要がありますので、その他の方法による場合はお問い合わせください。
4	申請	「専門医の資格を証明する書面」は「指導医」の資格で足りるか。	基本的には専門医であることが必要ですが、専門医の資格を当然に前提とする指導医の場合は申請いただけます。ただし、学会によって取扱いが異なるため、個別にお問い合わせください。
5	申請	申請が受理された場合、指定日（診断書を記載できるようになる日）はいつか。また、指定された旨の通知や案内は届くのか。	指定の始期と終期は、申請書を受理した日から、5度目に到来する3月31日までです。申請後、指定されますと、「指定通知書」を主たる勤務先の医療機関あてに送付します。  例：令和元年7月3日申請受理 令和元年7月3日～令和6年3月31日

6	申請	<p>専門医の種類によって臨床調査個人票を記載できる疾病は限定されるのか。</p> <p>また、患者から記載を求められた場合は必ず記載しなければならないのか。</p>	<p>制度上、専門医の種類によって臨床調査個人票記載の制限はしていませんので、全ての疾病をお書きいただけます。</p> <p>また、ご自身の専門分野に応じてご記載いただきますので、患者から記載を求められた場合に記載する義務を負うものではありません。</p> <p>適宜、他の指定医を紹介していただくことが望ましいと考えます。</p>
7	申請	<p>現状、都道府県をまたいで勤務しているが、申請はどのようにすればよいか。</p>	<p>主たる勤務先の医療機関が所在する都道府県・政令指定都市に申請していただく必要があります。そちらで発行された「指定医番号」を用いていずれの都道府県でも臨床調査個人票を記載いただけます。</p>
8	申請	<p>主たる勤務先が変わった場合、どのような申請が必要か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の都道府県、政令指定都市から奈良県へ →新規申請用の書類一式を提出してください。</li> <li>・県内で異動等主たる勤務先を変更した場合 →「指定変更届出書」を提出してください。</li> </ul>
9	申請	<p>(事務員等が申請を取りまとめている場合)</p> <p>主たる勤務先の変更申請は変更前、変更後どちらの医療機関から行えばよいか。</p>	<p>あくまで指定医本人からいただく申請のため、変更前・変更後どちらの医療機関から申請されても差し支えありません。そのため、申請が重複しないよう医療機関間で調整を行っていただくことも可能です。</p> <p>なお、変更後の指定通知書は、変更後の主たる勤務先の医療機関あてに送付します。</p>
10	臨床調査個人票	<p>確定診断のための検査について、検査結果がまだでていないため、臨床調査個人票に記載ができない。</p>	<p>臨床調査個人票の記載は確定診断後に行ってください。</p>
11	臨床調査個人票	<p>前医で診断されており、臨床調査個人票に検査結果等が記載できない。</p>	<p>必須の検査については、検査結果が不明の場合、認定基準に該当していると判断できません。前医に照会、もしくは検査を実施の上、記載してください。</p>